

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	定期事業者検査「換気空調系機能検査（R1）」検査成績書の社内確認において、排気容量（風量）算出に用いる排気ダクトの内径寸法値を外径寸法値と誤っていたことが認められたため、当該検査の有効性評価を実施（問題なし）	GⅡ	
2	2号機	低圧復水ポンプ（C）出口圧力指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
3	5号機	廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプ（B）駆動用電動機の点検において、シャフトの軸受嵌め合い部（負荷側及び反負荷側）に摩耗が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
4	5号機	主蒸気系配管支持構造物の点検において、油圧式防振器（1台）に油補給用フレキシブルホースの折損が認められたため、当該部を修理	GⅡ	
5	5号機	タービン建屋換気空調系のタービン駆動原子炉給水ポンプ（A）室近傍の空調ダクト風量測定口に蓋の脱落が認められたため、蓋を取付け	GⅢ	
6	5号機	原子炉建屋主蒸気隔離弁室内の機器ドレン系中間ファンネルの内部確認窓に汚損による視認不可が認められたため、当該確認窓を清掃	GⅢ	
7	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室換気空調系局空調機（A）の軸受部異音発生による点検において、空調機軸受固定ナットに緩みが認められたため、固定ナットの緩み防止を実施	GⅢ	
8	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（A・C）駆動用電動機の冷却水配管用ストレーナ清掃の際、同ストレーナのスクリーン部に破損（穴あき）が認められたため、当該ストレーナを修理	GⅢ	
9	集中環境施設	廃液乾燥固化系使用済樹脂ポンプの昇降用チェーンに腐食が認められたため、当該チェーンを点検・修理	対象外	
10	その他	放射線管理区域における「1～6号機の定期事業者検査助勢業務委託」において、当社マニュアルに基づく「放射線管理計画書」の未提出（計5件）が認められたため、対応検討	GⅡ	
11	その他	水処理設備排水処理装置用汚泥供給ポンプ（B）の入口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	